

# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係

令和5年人事・給与統計調査の概要	72
第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	73
第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	74
第3表 適用給料表別平均給与月額	75
第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数	76
第5表 住居手当の支給状況	77
第6表 通勤手当の支給状況	77
第7表 適用給料表別、級別、号給別人員	78
イ 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）	78
ロ 公安職給料表（警察官に適用）	80
ハ 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授等に適用）	82
ニ 教育職給料表（二）（高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	84
ホ 教育職給料表（三）（小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	86
ヘ 教育職給料表（四）（専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授等に適用）	88
ト 研究職給料表（試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用）	90
チ 医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師等に適用）	92
リ 医療職給料表（二）（保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用）	94
ヌ 医療職給料表（三）（保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用）	96
ル 特定任期付職員給料表	98
ヲ 第一号任期付研究員給料表	98
ワ 第二号任期付研究員給料表	98
第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員	99

## 2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	102
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	103
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	103
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	104
第12表 民間における初任給の改定状況	119
第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	119
第14表 民間における家族手当の支給状況	119
第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	120

## 3 生計費及び労働経済指標

令和5年4月の標準生計費算定方法	122
第16表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費	123
第17表 労働経済指標	124



# 1 職員給与関係

## 令和5年人事・給与統計調査の概要

### 1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、職員（技能職員等を除く。）の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

### 2 調査時点

令和5年4月1日

### 3 調査対象職員

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員で令和5年4月1日に在職する職員（同日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

併せて、給与統計については休職者及び定年前再任用短時間勤務職員等を除いた職員

### 4 調査項目

「適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数」、「適用給料表別、学歴別、性別人員構成比」、「適用給料表別平均給与月額」及び諸手当の支給状況等について調査した。

### 5 調査方法

本委員会資料及び各任命権者の調査結果資料並びに総務部総務事務センターによる電子計算機処理資料による。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	23,669 人	41.0 歳	18.6 年
行政職給料表	5,426	42.4	20.3
うち新規採用職員等を除く	4,945	42.5	20.7
公安職給料表	3,525	38.6	17.5
教育職給料表（一）	18	54.6	29.4
教育職給料表（二）	4,240	41.1	18.3
教育職給料表（三）	9,852	40.8	18.1
教育職給料表（四）	26	49.4	25.0
研究職給料表	226	44.9	21.9
医療職給料表（一）	22	47.7	22.7
医療職給料表（二）	188	42.8	19.2
医療職給料表（三）	144	44.4	20.2
特定任期付職員給料表	2	60.5	24.9

- (注) 1 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。  
 2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。(以下、第2表、第3表、第4表及び第7表について同じ。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表		% 100.0	% 83.9	% 5.2	% 10.9	% 0.0	% 57.0	% 43.0
行政職給料表		100.0	73.7	9.1	17.1	0.0	64.1	35.9
うち新規採用職員等を除く		100.0	73.6	9.2	17.2	0.0	65.6	34.4
公安職給料表		100.0	53.6	4.0	42.4	0.0	88.6	11.4
教育職給料表（一）		100.0	94.4	5.6	0.0	0.0	88.9	11.1
教育職給料表（二）		100.0	93.9	2.7	3.4	0.0	53.0	47.0
教育職給料表（三）		100.0	96.2	3.8	0.0	0.0	43.9	56.1
教育職給料表（四）		100.0	88.5	11.5	0.0	0.0	96.2	3.8
研究職給料表		100.0	95.6	3.1	1.3	0.0	83.2	16.8
医療職給料表（一）		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	72.7	27.3
医療職給料表（二）		100.0	80.9	18.6	0.5	0.0	37.8	62.2
医療職給料表（三）		100.0	54.2	44.4	0.7	0.7	2.1	97.9
特定任期付職員給料表		100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。



第3表 適用給料表別平均給与月額

給料表	区分	基準内給与			その他の手当	計
		給料	地域手当	扶養手当		
		円	円	円	円	円
全給料表		349,674	7,882	8,357	16,321	382,234
行政職給料表		327,586	8,861	8,639	16,846	361,932
うち新規採用職員等を除く		332,860	8,763	9,142	17,294	368,059
公安職給料表		334,524	8,371	13,373	8,842	365,110
教育職給料表（一）		541,039	17,004	8,167	25,144	591,354
教育職給料表（二）		364,645	7,650	8,011	16,010	396,316
教育職給料表（三）		360,251	7,072	6,614	18,120	392,057
教育職給料表（四）		433,781	7,833	15,692	10,931	468,237
研究職給料表		352,552	7,525	10,157	18,251	388,485
医療職給料表（一）		461,082	82,835	3,614	285,811	833,342
医療職給料表（二）		337,799	8,125	6,543	23,523	375,990
医療職給料表（三）		340,057	8,896	3,479	11,926	364,358
特定任期付職員給料表		582,000	17,460	-	15,000	614,460

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。  
 3 給与月額は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

## 第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数

### イ 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者	配偶者を欠き扶養親族である子・父母等を有する者
1 人	2,856	994	1,548	71	243
2 人	3,220	1,127	3,085	70	88
3 人	2,364	1,658	2,331	67	26
4 人	602	534	598	36	6
5 人	89	82	89	23	0
6人以上	16	14	16	5	0
計	9,147	4,409	7,667	272	363

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう（口の表において同じ。）。（手当受給者1人当たり平均手当月額：21,600円）

### ロ 適用給料表別平均扶養親族数

区分 給料表	平均扶養親族数	
	全職員の平均	受給者の平均
全給料表	人 0.82	人 2.12
行政職給料表	0.82	2.03
公安職給料表	1.39	2.35
教育職給料表（一）	0.89	1.78
教育職給料表（二）	0.79	2.08
教育職給料表（三）	0.64	2.05
教育職給料表（四）	1.65	2.15
研究職給料表	0.96	1.95
医療職給料表（一）	0.41	1.29
医療職給料表（二）	0.60	2.07
医療職給料表（三）	0.29	1.68
特定任期付職員給料表	-	-

第5表 住居手当の支給状況

区 分	人 数
手当月額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	11 人
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	2,400 人
手 当 月 額 27,000 円 の 受 給 者	2,766 人
手 当 月 額 27,000 円 を 超 え る 受 給 者 (単身赴任手当受給者の家族の居住する 借家・借間に係る手当を併給)	3 人
受 給 者 計	5,180 人
手当受給者 1 人当たり平均手当月額	25,013 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	人 数
受 給 者 交通機関等のみを利用する者	234 人
自 動 車 等 の み を 使 用 す る 者	18,307 人
交 通 機 関 等 と 自 動 車 等 を 併 用 す る 者	44 人
交通機関等の利用者 1 人当たり平均手当月額	16,520 円
自動車等の使用者 1 人当たり平均手当月額	9,034 円

第7表 適用給料表別、級別、号給別人員

イ 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		人								
2										
3				1						
4				1						
5										
6				2						
7				2						
8			1	60						1
9		21		15						
10			2	5						1
11			1	2						
12		17	8	12						1
13		4	3	7						4
14		1	3	13						4
15			2	2						6
16		28	103	64						
17		12	13	21						3
18		1	11	10						3
19		3	5	3						
20		32	84	56					2	1
21		2	20	24					1	
22		3	7	11					2	1
23			4	9						
24		9	25	53						
25		4	2	17					2	
26		4	12	9					2	
27		1	1	18					3	
28		34	14	45					7	
29		83	4	21				1	10	
30		6	3	24				1	6	
31		3	3	16				2	4	
32		101	9	35				5	1	
33		2	7	11				1	1	
34		7	6	34			1	3	2	
35		7	4	10				10	7	
36		92	5	37				7	2	
37		11	4	14				2	2	
38		8	5	18				6	3	
39		18		12				4		
40		98	4	16			1	2	1	
41		15	1	8				1	1	1
42		19	1	17				2		
43		6		12				5		
44		15	5	22				1		
45		5		12				2	1	
46		11		9						
47		2	1	14	3			5		
48		20	2	14	9			1		
49		7		20	8			1		
50		5	1	17	5		13			
51		9		22	10		34			
52		10		22	5		16			
53		6		23	11		28			
54		4		13	10	1	9	1		
55		8	1	19	24	1	5			
56		8	1	22	17	5	25			
57		8		28	26	5	41			
58		4		20	20	8	15			
59		2		24	38	8	9			
60		7		14	14	8	17			
61		4		24	18	12	21			
62		3		14	38	24	16			
63		1		19	21	14	10			
64		6		19	22	11	30			
65				23	23	17	23			
66		1		10	32	27	13			
67		2		33	21	25	9			

イ 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
68	2			16	21	19	44			
69	3			18	18	25	21			
70	1			21	13	30	21			
71	1			24	11	37	7			
72	2			10	12	30	20			
73	1			24	20	23	19			
74				19	16	21	11			
75	3			21	23	25	13			
76	1			15	10	32	18			
77	3			15	18	33	19			
78	1			16	8	24	10			
79	2			17	8	30	6			
80				16	4	28	13			
81	1			15	4	15	10			
82	1			19	7	13	8			
83	1			15	2	17	12			
84	1			20		14	6			
85	1			15	1	23	64			
86	2			15	4	21				
87				6	1	15				
88				15		15				
89				9	1	10				
90				15	1	21				
91				9	2	14				
92				14		11				
93	5			17		108				
94				16	2					
95				8	1					
96				12						
97				9	4					
98				14						
99				12						
100				13						
101				10						
102				15						
103				12						
104				18						
105				13						
106				20						
107				9						
108				16						
109				13						
110				11						
111				11						
112				10						
113				8						
114				8						
115				6						
116				13						
117				93						
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計		832	389	1,990	587	820	659	63	60	26

職員数計	5,426 人
------	---------

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員なしの号給は空欄とした。  
 2 上記1の注は、以下第7表の各表について同じである。

ロ 公安職給料表 警察官に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		人								
2										
3										
4										
5										
6										
7		30								
8		1								
9		1								
10		1								
11		1								
12		35								
13		1								
14		1								
15		3								
16		36								
17		1								
18		1								
19		1								
20		43		2						
21										
22		1		1						
23		43								
24		15	42	10						
25		3	1							
26				3						
27		1	2							
28		91	77	6	1					
29		6	3	1						
30		3	7	1						5
31		3	2		2					3
32		47	15	16	4					2
33		1	1	1	2					1
34		7	11	13	1					3
35		1	3	1	2					1
36		7	53	15	1					
37		1	2	3						
38			16	21	2	1				1
39		2	3	3	1					
40		4	45	14	4					
41		1	8	1	2	1				
42		2	18	16	2	1				
43		2	3	1		2				
44		2	34	11	4				3	
45		1	10	1	2	3			4	
46			23	33	4	2			2	
47			10	7	6	1				
48		1	15	21	1					
49			6	4	2	4			5	
50			22	30						
51		2	5	10	9					
52			16	33	5	3		1		
53			3	8	8	4		6		
54		1	13	33	2	2		1		
55			2	8	6	3		10		
56		2	23	28	2	2				
57			3	7	9	4		9		
58		1	14	30	2	5	1	2		
59			4	12	12	6		10		
60			9	29	5	3		6		
61			2	6	13	6	2	7		
62			3	23	8	4		3		
63				5	13	6		2		
64			4	25	13	5	1	1		
65				13	22	7	1	1		
66			1	17	12	10	3	1		
67			2	6	23	10	2	5		
68				25	8	10				
69			2	8	19	4	1	3		
70			2	24	22	5	1	1		
71			2	4	20	11	3	1		
72				18	12	10	6	3		
73				11	30	9	2	1		
74			1	25	20	9	3	1		

ロ 公安職給料表 警察官に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
75			1	8	26	8	3	4		
76				20	20	7	3			
77				8	23	7	2	3		
78				15	23	10	5			
79				9	18	12	2	2		
80				14	21	6	3			
81				6	27	10	3			
82		1		11	17	7	4			
83				8	16	12	1			
84				16	20	6	1			
85				7	19	11	3	1		
86				7	16	5				
87				3	18	6	9			
88				7	13	8	3			
89				9	18	8	3			
90				4	20	3	6			
91				4	18	7	3			
92				3	12	6	1			
93				2	22	6	30			
94				2	20	5				
95				10	17	10				
96				2	15	2				
97				8	16	102				
98				2	18					
99				5	10					
100				2	6					
101				4	8					
102				3	14					
103				2	5					
104				1	8					
105					2					
106				1	4					
107				3	3					
108				1	4					
109				2	6					
110					5					
111				3	6					
112					7					
113				1	3					
114				1	7					
115				1	3					
116					3					
117				1	5					
118				1	3					
119				2	1					
120					2					
121				3	2					
122					2					
123				4	3					
124				1	3					
125					117					
126				3						
127										
128				1						
129				2						
130										
131										
132										
133										
134										
135				1						
136										
137										
138				2						
139				1						
140				2						
141				12						
142										
143										
144										
145				2						
計		407	547	895	1,033	417	111	85	14	16

職員数計 3,525 人

ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						1
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26					1	
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33					2	
34						
35					1	
36				1		
37						
38						
39						
40						
41					1	
42						
43					1	
44						
45				1		
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54					1	
55					1	
56						
57						
58					2	
59						
60					1	
61						
62						
63					1	
64						
65					1	
66						
67						
68				1		
69					1	
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						



ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
計				3	14	1
職員数計					18人	

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	2				
10	1				
11					
12	1				
13	1				
14					
15					
16	2				
17					
18					
19					
20					
21					
22					1
23					
24	2				4
25	5				4
26	1				
27					9
28	4				
29					18
30	1				2
31	2				9
32	9				1
33					10
34	3				3
35	1				7
36	4				1
37					2
38	2				3
39	3				2
40	3				2
41	4				
42	3				1
43	1				
44	3				1
45	3				
46	2			1	
47					
48	3				1
49					1
50	4				
51	1				
52	2				
53	2				
54	4				
55				1	
56	5				
57	2			1	
58	5			3	
59	1			1	
60	2			26	
61	2				
62				19	
63	4				
64	4				
65	6			14	
66	1			17	
67	5			1	
68	8			2	
69	11			29	
70	1			7	
71	3				
72	2			1	
73	2			6	
74	2				
75	3				
76	1				
77	3			4	
78	3				

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
79		4	16		
80		7	22		
81			39		1
82		3	17		
83		2	14		
84		3	15		
85		3	39		
86		1	29		
87		1	22		
88		4	23		
89			30		
90		3	18		
91		3	15		
92		1	17		
93		4	30		
94		1	19		
95		2	11		
96		4	21		
97		4	30		
98		3	21		
99		4	25		
100		1	17		
101			27		
102		1	12		
103		3	26		
104		2	29		
105		5	24		
106		1	18		
107		1	30		
108		1	16		
109			11		
110			18		
111		1	21		
112		1	18		
113		3	14		
114		1	17		
115			29		
116		1	12		
117		1	12		
118		2	14		
119		1	17		
120			13		
121			13		
122			7		
123			18		
124			10		
125		1	13		
126			16		
127			15		
128		1	13		
129			19		
130		1	13		
131		1	20		
132		1	16		
133			28		
134			15		
135		2	23		
136		1	8		
137		2	32		
138		1	7		
139		1	12		
140		1	13		
141		1	513		
142					
143					
144					
145					
146		1			
147		3			
148		1			
149		1			
150					
151					
152					
153		16			
計		274	3,750	134	82

職員数計	4,240 人
------	---------

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12		1			
13					
14		2			
15					
16					
17		228			
18		1			
19		14			
20		222			1
21		46			5
22		14			14
23		10			55
24		250			21
25	27	23			34
26		19			24
27	2	8			32
28	4	224			14
29	10	33			30
30	2	19			17
31	1	10			11
32	3	127			28
33	7	12			30
34	1	10			16
35	4	5			9
36	4	234			29
37	4	16			13
38	1	34			19
39	2	7			14
40	1	224			18
41	3	7			9
42		22			15
43	1	20			10
44	2	226			6
45	1	7			5
46	2	31			7
47		28			1
48	3	141			1
49		13			16
50		137			
51	1	29			
52	1	113			
53		19			
54	2	140			
55	1	24			
56	1	102			
57		16			
58		176		1	
59		19			
60		74			
61	1	22			
62	2	202			
63		22			
64	2	61			
65		28		2	
66	2	182			
67	1	15			
68		44			
69	6	22		4	
70		208	1	10	
71		25		4	
72	1	55	1	9	
73		26	1	6	
74	2	129		27	
75		20	1	85	

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

級 号給	1	2	特2	3	4
76	2	35	1		
77		70	1	24	
78		91		3	
79	2	21		3	
80	1	38	1	45	
81	1	63		55	
82	1	71		8	
83		31	1	11	
84	1	27		43	
85	1	88	1	31	
86		46		11	
87		37	1	6	
88		36	2	38	
89		100	2	10	
90		42	3	8	
91		40	5	10	
92	1	43	3	50	
93		90	5	5	
94		33	16	2	
95	1	34	2	12	
96		39	3	28	
97		98	3	1	
98	1	27	5	6	
99	1	39	2	15	
100		48	1	9	
101		99	7		
102		32	1	2	
103	1	44		8	
104		43		4	
105		57	3	23	
106	2	37			
107		33			
108		63			
109		54	2		
110		29			
111		27			
112		55			
113	1	21			
114		30			
115		39			
116		46			
117		34			
118		20			
119		48			
120		26			
121		22			
122		27			
123		36			
124		25			
125		28			
126		32			
127		39			
128		21			
129		27			
130		23			
131		26			
132		16			
133		37			
134		23			
135		27			
136		29			
137		30			
138		22			
139		30			
140		21			
141		50			
142		32			
143		36			
144		32			
145		56			
146		15			
147		54			
148		36			
149		1,354			
計	125	8,529	75	619	504

職員数計	9,852 人
------	---------

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						1
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49				1		
50		1		1		
51					1	
52					1	
53						
54						
55						
56						
57				1		1
58						
59						1
60						
61						1
62						
63						1
64			1			
65						1
66				1		
67						
68				1		
69						
70						
71						
72				1		1

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

級 号給	1	2	3	4	5
73			1		
74			1	1	
75					
76					
77					
78					
79				1	
80					
81					
82					
83				1	
84			1		
85					
86					
87					
88			1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95				1	
96					
97				1	
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計	1	5	11	8	1

職員数計	26 人
------	------

ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24	2				
25					
26					
27					
28					
29					1
30					1
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					1
39					
40					1
41					
42					1
43				8	
44					1
45					1
46					
47					1
48				2	2
49					2
50				2	2
51					
52					
53				1	
54					
55				1	2
56				2	1
57				2	
58				5	
59					
60				2	2
61				1	2
62				1	



ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5
63						2
64			1	3		1
65			2	4		
66			2	5		1
67				1		2
68			1	2		2
69			2			1
70			1	3		
71			2	1		
72			1			
73			1			
74						1
75			2			
76			2	1		
77			1			
78			2	1		1
79			1	1		
80				1		
81						
82						
83			1	1		
84				1		
85			2	1		
86				1		
87						
88						
89				3		
90				1		
91				1		
92			1	1		
93						
94			1			
95						
96			1			
97						
98				2		
99						
100						
101			1	1		
102						
103			2			
104			1			
105						
106			1			
107						
108						
109						
110			1			
111			1			
112			5			
113			1			
114						
115			2			
116			3			
117			1			
118			1			
119			1			
120			1			
121			21			
計		2	129	63	28	4

職員数計	226 人
------	-------

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8	3			
9				
10				
11				
12		2		
13				
14				
15				
16				
17		1		
18				
19		1		
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28	1			
29				
30				
31		1		
32			1	
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46		1	1	2
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				2
55				
56				
57				

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

給 号	級	1	2	3	4
58					
59					1
60					
61					
62					
63					
64					
65					4
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		4	6	3	9

職員数計	22 人
------	------

リ 医療職給料表（二） 保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		2					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16		1	1				
17							
18	1		1				
19							
20		3	1				
21							
22							
23	2		1				
24		2	2				
25		1	2				
26							
27			1				2
28		3	1				
29		1	1				
30			3				
31			1				
32		1	4				
33							
34		1					
35	1		1				
36	1		2				
37			1				
38	1			1			
39							
40			1				
41	1	1	2				
42		1	1				1
43	1						
44			7		1		3
45	1		2		1		
46		1	2	2	1		2
47				2	1		
48					1		
49					3		2
50			1				
51			1		1		
52			1				
53		1	1	1			4
54			2	2	2		2
55					2		
56		1					1
57				3			
58					1		1
59				2	2		
60	1		2	1	2		1
61				1	2		2

リ 医療職給料表（二）保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
62						1	
63				1	3	1	
64				2	1		
65			2			1	
66						1	
67			1	2	3		
68				3			
69				2			
70					1		
71				1	1		
72					1	1	
73				2		1	
74				1			
75			2	1			
76				1			
77				2			
78					1		
79							
80				1	1		
81							
82							
83			1	2			
84							
85				1			
86							
87				1			
88							
89				1	3		
90							
91							
92				1			
93				1			
94							
95				1			
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1		1			
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	10	21	52	43	35	25	2

職員数計	188 人
------	-------

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			1				
13				1			
14				1			
15				1			
16		3					
17							
18							
19				1			
20		1					
21							
22							
23							
24		4		1			
25		2					
26							
27							
28							
29							
30		1		1			
31		1		2			
32		1		1			
33		1		1			
34		1		2			
35							
36		3					
37		2		1			
38				1			
39		2			1		
40				1			
41				1			
42							
43		1		1			
44		1		1			2
45				1			
46					1		2
47							
48							2
49				1			1
50							1
51				2	1		
52							2
53		1					
54		1					1
55				2	1		
56							3
57							1
58					1		
59				1			
60				2			
61				1			2
62		1					
63				1			
64						1	
65							
66		2				1	
67				1	2		
68		1		2			
69					2		
70					1		
71				4			
72						2	
73				1		1	
74		1		1	1		
75				1		1	
76				1	1	2	
77					1		
78				1		2	
79						1	
80		2		1	1		
81		1			1		1
82				1			
83					1		
84					1		

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
85				1			
86							
87						1	
88			1		1		
89					1		
90			1				
91						1	
92					1	1	
93					1	1	
94							
95							
96							
97						2	
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108			1				
109		1					
110							
111		1					
112							
113					1		
114							
115			1				
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		36	48	22	20	18	

職員数計	144人
------	------

ル 特定任期付職員給料表

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる職員に適用

号	給	人	数
			人
1			
2			
3			
4			1
5			1
6			
7			

職員数計	2人
------	----

ヲ 第一号任期付研究員給料表

招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用

適用職員なし

ヅ 第二号任期付研究員給料表

先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用

適用職員なし



## 第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員

### 1 フルタイム勤務職員

(単位:人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		給料表計	707	3	588		12	89	9	6	
行政職給料表	146		75		1	64		6			
公安職給料表	8				2	6					
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	303	3	296			4					
教育職給料表(三)	229		214			15					
教育職給料表(四)											
研究職給料表	11		2		9						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	7						7				
医療職給料表(三)	3		1				2				

### 2 短時間勤務職員

(単位:人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		給料表計	256	2	148		13	76	17		
行政職給料表	89		37		2	50					
公安職給料表	41				6	26	9				
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	97	2	95								
教育職給料表(三)	15		15								
教育職給料表(四)	1				1						
研究職給料表	4				4						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	4						4				
医療職給料表(三)	5		1				4				



## 2 民間給与関係

## 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった岐阜県人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。本年の調査期間は令和5年4月24日から6月16日であった。

### 2 調査機関

岐阜県人事委員会並びに人事院及び各都道府県等の人事委員会

### 3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 890事業所
- (2) 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

### 4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記3の(1)に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から173事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。  
調査完了事業所は、第9表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。
- (3) 調査実人員 6,813人（うち初任給関係358人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,118人である。  
なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は47,558人であり、うち行政職に相当するものは、39,552人である。

### 5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		136	48	57	31
農 業 , 林 業 、 漁 業		0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業、建設業		8	2	3	3
製 造 業		73	23	38	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		15	8	5	2
卸 売 業 , 小 売 業		6	3	2	1
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業		6	4	2	0
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業		28	8	7	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が37事業所あった。  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(以下第10表について同じ。)

第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	211,536	213,530	212,844	201,938
		短大卒	183,420	173,322	187,967	182,500
		高校卒	175,612	170,803	176,404	181,278
	新卒事務員	大学卒	208,279	210,417	207,861	188,500
		短大卒	183,343	173,322	187,553	187,000
		高校卒	172,735	171,926	172,574	178,000
	新卒技術者	大学卒	214,463	216,514	219,785	203,857
		短大卒	183,729	—	190,000	178,000
		高校卒	178,344	168,604	179,888	182,214

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 職員の場合、現行の初任給月額、大学卒程度で195,300円、短大卒程度で175,700円、高校卒程度で161,700円である。

# 第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

## その1 公民給与比較の対象職種

### 1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
人	歳	円	円	円				
事務 支店長	8	51.8	642,458	23	642,435	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照	
	大学卒	5	55.5	749,700	46			749,654
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	2	43.5	560,470	0			560,470
	中学卒	-	-	-	-			-
技 工場長	9	52.7	759,155	0	759,155	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同 上	
	大学卒	6	52.7	729,460	0			729,460
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	3	52.8	802,698	0			802,698
	中学卒	-	-	-	-			-
術 事務部長	117	52.7	602,471	2,911	599,560	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
	大学卒	80	52.4	630,668	2,332			628,336
	短大卒	5	50.5	614,656	0			614,656
	高校卒	30	53.8	544,488	4,162			540,326
	中学卒	2	53.5	478,128	10,674			467,454
関 技術部長	114	53.0	628,760	4,066	624,694	同 上	同 上	
	大学卒	62	52.7	675,950	2,428			673,522
	短大卒	12	51.3	597,131	10,166			586,965
	高校卒	40	53.8	570,817	4,791			566,026
	中学卒	-	-	-	-			-
係 事務部次長	60	52.0	518,498	4,034	514,464	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上	
	大学卒	44	51.8	514,213	3,562			510,651
	短大卒	7	50.8	470,095	12,107			457,988
	高校卒	9	53.6	577,744	233			577,511
	中学卒	-	-	-	-			-

(注) 1 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、第11表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	県の標準 対応職種
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術部次長	58	52.8	544,486	6,414	538,072	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照
	大学卒	35	52.6	551,504	9,926	541,578		
	短大卒	8	53.8	557,927	0	557,927		
	高校卒	15	52.9	521,499	964	520,535		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	270	50.4	523,960	10,016	513,944	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	同 上
	大学卒	169	49.5	546,706	4,973	541,733		
	短大卒	35	53.0	476,383	5,107	471,276		
	高校卒	65	51.3	495,407	23,220	472,187		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技術	技術課長	333	49.8	528,284	13,975	514,309	同 上	同 上
	大学卒	163	50.0	540,249	9,096	531,153		
	短大卒	39	49.6	509,209	16,266	492,943		
	高校卒	127	49.6	517,926	18,794	499,132		
	中学卒	4	52.5	551,545	43,407	508,138	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	同 上
	事務課長代理	212	47.0	466,628	25,402	441,226		
	大学卒	157	45.3	473,384	24,876	448,508		
	短大卒	15	53.0	408,011	18,157	389,854		
	高校卒	40	51.4	464,681	30,901	433,780		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	技術課長代理	187	45.7	516,561	46,473	470,088	同 上	同 上
	大学卒	148	44.8	524,598	46,901	477,697		
	短大卒	15	50.2	473,990	27,374	446,616		
	高校卒	24	48.7	478,155	53,077	425,078		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	401	45.7	415,653	58,070	357,583	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	220	43.5	400,470	53,259	347,211		
	短大卒	42	49.6	396,472	52,315	344,157		
	高校卒	136	48.1	449,562	68,461	381,101		
	中学卒	3	42.8	366,460	53,850	312,610		

(注)「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ)。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種		
			きまって支給する		(A)－(B)				
			給与(A)	うち時間外 手当(B)					
	人	歳	円	円	円				
事務	技術係長	500	45.2	460,153	73,304	386,849	係の長及び係長級専門職 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	本表2規模500人以上、 本表3規模100人以上 500人未満及び本表4 規模100人未満の県の 標準対応職種参照	
	大学卒	234	42.7	441,592	69,905	371,687			
	短大卒	57	48.1	468,069	72,388	395,681			
	高校卒	204	47.1	479,545	77,295	402,250			
	中学卒	5	44.9	439,003	77,202	361,801			
	事務主任	371	42.1	377,183	47,320	329,863			同上
	大学卒	186	38.8	368,329	41,086	327,243			
	短大卒	35	45.1	370,874	51,861	319,013			
	高校卒	148	45.6	390,577	53,933	336,644			
	中学卒	2	39.5	350,004	97,797	252,207			
技術	技術主任	387	42.0	390,283	56,085	334,198	同上	同上	
	大学卒	176	40.1	365,498	45,082	320,416			
	短大卒	50	43.9	403,650	55,334	348,316			
	高校卒	155	43.4	412,186	67,443	344,743			
	中学卒	6	43.5	433,226	80,319	352,907			
	事務係員	1534	38.4	304,685	33,111	271,574	同上		
	大学卒	663	35.7	325,829	41,375	284,454			
	短大卒	228	42.9	306,855	28,887	277,968			
	高校卒	639	39.5	281,029	25,540	255,489			
	中学卒	4	53.0	284,318	37,884	246,434			
関係	技術係員	1258	35.9	345,906	50,716	295,190	同上	同上	
	大学卒	593	33.4	347,910	52,002	295,908			
	短大卒	122	40.0	369,136	58,654	310,482			
	高校卒	535	37.5	339,908	48,069	291,839			
	中学卒	8	50.3	290,953	33,450	257,503			

(注)「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)



2 規模 500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)－(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
人	歳	円	円	円				
事務	支店長	8	51.8	642,458	23	642,435	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	行政職 9級
	大学卒	5	55.5	749,700	46	749,654		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	43.5	560,470	0	560,470		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技	工場長	7	52.2	795,229	0	795,229	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	6	52.7	729,460	0	729,460		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
術	事務部長	48	53.7	675,319	3,969	671,350	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	35	53.8	684,281	5,279	679,002		
	短大卒	4	50.3	644,628	0	644,628		
	高校卒	9	54.7	649,909	43	649,866		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関	技術部長	52	53.2	711,713	5,861	705,852	同上	同上
	大学卒	35	52.9	750,779	1,555	749,224		
	短大卒	6	53.5	721,954	21,659	700,295		
	高校卒	11	53.9	620,478	9,368	611,110		
	中学卒	-	-	-	-	-		
係	事務部次長	31	53.8	532,505	62	532,443	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同上
	大学卒	23	53.6	514,812	0	514,812		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	54.8	608,737	296	608,441		
	中学卒	-	-	-	-	-		
種								

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)				
			給与(A)	うち時間外 手当(B)					
	人	歳	円	円	円				
事務	技術部次長	25	54.4	622,676	272	622,404	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 9級	
	大学卒	16	54.2	617,011	407	616,604			
	短大卒	5	56.5	649,857	0	649,857			
	高校卒	4	52.8	614,091	59	614,032			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務課長	129	50.5	586,547	15,074	571,473	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級	
	大学卒	90	49.6	603,731	6,221	597,510			
	短大卒	13	53.3	489,951	9,059	480,892			
	高校卒	26	52.3	583,141	51,721	531,420			
	中学卒	-	-	-	-	-			
技術	技術課長	180	51.3	596,873	16,945	579,928	同上	同上	
	大学卒	99	51.5	597,149	7,092	590,057	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職 5級、6級	
	短大卒	17	51.4	586,715	14,816	571,899			
	高校卒	61	50.9	598,761	30,768	567,993			
	中学卒	3	53.8	600,350	60,424	539,926			
	事務課長代理	175	46.6	469,868	26,149	443,719			
	関係	大学卒	138	45.1	475,727	24,616	451,111	同上	同上
		短大卒	13	52.7	400,166	19,026	381,140		
		高校卒	24	51.9	479,919	39,897	440,022		
		中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理		160	45.5	525,563	47,022	478,541			
係		大学卒	134	44.7	529,117	46,901	482,216	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
		短大卒	11	50.9	489,576	32,195	457,381		
		高校卒	15	48.9	507,337	56,233	451,104		
		中学卒	-	-	-	-	-		
		事務係長	234	45.2	427,871	65,706	362,165		
	職種	大学卒	127	42.0	395,750	59,303	336,447		
		短大卒	25	49.9	395,839	58,735	337,104		
		高校卒	81	48.7	496,570	79,164	417,406		
		中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	県の標準 対応職種
			きまって支給する		(A)－(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術係長	249	44.4	495,490	80,145	415,345	係の長及び係長級専門職  係長等のいる事業所にお ける主任  係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を 有する者  係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任  中間職(係長－係員間)	行政職 3級、4級
	大学卒	123	40.5	454,598	71,253	383,345		
	短大卒	26	49.3	529,311	79,604	449,707		
	高校卒	98	47.8	538,559	91,063	447,496		
	中学卒	2	51.5	546,147	113,532	432,615		
	事務主任	184	43.2	414,788	63,664	351,124		行政職 2級
	大学卒	85	39.2	387,543	53,462	334,081		
	短大卒	17	44.7	392,412	68,135	324,277		
	高校卒	81	47.1	450,761	74,289	376,472		
	技術	中学卒	*	*	*	*		*
技術主任		184	43.9	431,130	58,723	372,407	同上	同上
大学卒		90	42.3	402,569	48,318	354,251		
短大卒		20	41.7	451,775	57,003	394,772		
高校卒		72	46.5	459,574	70,566	389,008		
中学卒		2	47.0	486,486	108,686	377,800		
事務係員		741	38.2	317,758	38,421	279,337		行政職 1級
大学卒		339	34.3	331,057	46,252	284,805		
短大卒		97	45.9	324,663	34,327	290,336		
高校卒		304	40.0	300,072	30,435	269,637		
関係	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	591	36.8	388,809	62,642	326,167		同上
	大学卒	313	34.4	374,166	58,220	315,946		
	短大卒	56	40.8	406,269	67,909	338,360		
	高校卒	222	39.3	401,609	66,508	335,101		
職種	中学卒	-	-	-	-	-		

3 規模 100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技	支店長	-	-	-	-	-	【 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)】	行政職 7級、8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
術 関	工場長	2	54.5	655,475	0	655,475	【 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)】	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	54.5	655,475	0	655,475		
	中学卒	-	-	-	-	-		
係 職 種	事務部長	51	52.1	569,501	25	569,476	【 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
	大学卒	36	51.1	599,765	40	599,725		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	13	54.7	519,427	0	519,427		
	中学卒	*	*	*	*	*		
職 種	技術部長	50	52.7	581,406	3,460	577,946	【 上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)】	同 上
	大学卒	24	52.6	619,142	3,534	615,608		
	短大卒	3	47.2	547,345	1,894	545,451		
	高校卒	23	53.6	541,094	3,577	537,517		
	中学卒	-	-	-	-	-		
職 種	事務部次長	26	50.0	508,882	9,661	499,221	【 上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)】	同 上
	大学卒	21	49.8	513,469	7,993	505,476		
	短大卒	4	51.5	478,078	20,653	457,425		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	県の標準 対応職種
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職	技術部次長	19	50.8	542,819	15,536	527,283	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 7級、8級
	大学卒	9	49.2	571,982	27,397	544,585		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	9	53.3	507,190	1,486	505,704		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	113	49.8	472,461	2,622	469,839	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	69	49.3	482,174	559	481,615		
	短大卒	16	52.6	479,341	441	478,900		
	高校卒	28	49.5	451,459	7,381	444,078		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	125	48.3	468,127	10,369	457,758	同上	同上	
大学卒	54	47.7	480,679	11,739	468,940	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職 4級	
短大卒	14	49.4	473,238	9,745	463,493			
高校卒	56	48.7	453,474	9,208	444,266			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務課長代理	31	47.7	448,956	25,223	423,733			
大学卒	18	46.3	452,236	28,681	423,555			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	12	49.2	439,668	20,375	419,293			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長代理	17	47.3	463,287	24,111	439,176	同上	同上	
大学卒	9	46.3	479,207	23,415	455,792			
短大卒	3	47.2	455,320	13,050	442,270			
高校卒	5	49.3	439,375	32,180	407,195			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係長	130	46.6	401,043	48,451	352,592	係の長及び係長級専門職	行政職 3級	
大学卒	79	45.6	412,725	45,101	367,624			
短大卒	12	49.7	384,364	35,485	348,879			
高校卒	38	47.9	382,167	59,410	322,757			
中学卒	*	*	*	*	*			

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)－(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	技術係長	200	46.0	432,890	65,509	367,381	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	94	45.7	431,553	65,361	366,192	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職 2級
	短大卒	21	47.3	432,633	70,980	361,653		
	高校卒	83	46.2	435,031	64,489	370,542		
	中学卒	2	41.5	399,347	61,813	337,534		
	事務主任	99	41.6	335,985	36,785	299,200		
	大学卒	59	38.1	343,014	34,706	308,308		
	短大卒	7	46.4	362,867	45,645	317,222		
	高校卒	33	46.7	317,511	39,032	278,479		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	156	40.3	358,210	54,734	303,476	同上	同上	
大学卒	67	38.5	325,746	37,086	288,660			
短大卒	18	45.6	376,852	58,536	318,316			
高校卒	67	40.5	382,725	70,122	312,603			
中学卒	4	41.8	406,112	65,877	340,235			
事務係員	568	38.5	294,142	29,278	264,864		行政職 1級	
大学卒	260	36.6	320,690	36,578	284,112			
短大卒	94	39.8	298,079	25,860	272,219			
高校卒	212	40.1	259,948	21,739	238,209			
中学卒	2	49.5	312,974	49,886	263,088			
技術係員	526	35.2	298,247	35,573	262,674		同上	
大学卒	224	32.5	317,884	44,516	273,368			
短大卒	50	39.2	332,620	44,214	288,406			
高校卒	247	36.5	276,262	27,080	249,182			
中学卒	5	52.1	271,806	12,281	259,525			

4 規模 100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
人	歳	円	円	円				
事務 支店長	-	-	-	-	-	【構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	行政職 6級、7級	
	大学卒	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-			
技 工場長	-	-	-	-	-	【構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同 上	
	大学卒	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-			
術 事務部長	18	51.8	515,038	10,047	504,991	【2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上	
	大学卒	9	52.3	541,302	0			541,302
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	8	51.3	494,535	19,870			474,665
関 技術部長	*	*	*	*	*	【同上	同 上	
	大学卒	3	52.2	514,411	0			514,411
	短大卒	3	51.2	444,050	0			444,050
	高校卒	6	54.2	586,625	0			586,625
	中学卒	-	-	-	-			-
係 事務部次長	3	50.2	426,633	0	426,633	【上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上	
	大学卒	-	-	-	-			-
	短大卒	2	49.5	458,050	0			458,050
	高校卒	*	*	*	*			*
	中学卒	-	-	-	-			-

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額				備考	県の標準 対応職種
			きまって支給する		(A)-(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術部次長	14	52.7	433,361	0	433,361	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	行政職 6級、7級
	大学卒	10	53.1	439,036	0	439,036		
	短大卒	2	52.0	406,550	0	406,550		
	高校卒	2	51.5	431,800	0	431,800		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	28	52.6	427,498	17,056	410,442	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大学卒	10	50.2	428,442	24,353	404,089		
	短大卒	6	53.3	428,968	6,192	422,776		
	高校卒	11	53.7	429,417	7,339	422,078		
	中学卒	*	*	*	*	*		
技術	技術課長	28	46.8	418,082	14,515	403,567	同 上	同 上
	大学卒	10	47.4	402,132	10,253	391,879		
	短大卒	8	46.1	443,526	33,490	410,036		
	高校卒	10	46.8	413,676	3,598	410,078		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長代理	6	54.0	443,055	0	443,055	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職 4級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	54.8	433,856	0	433,856		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	技術課長代理	10	46.6	414,953	80,461	334,492	同 上	同 上
	大学卒	5	45.1	438,244	99,044	339,200		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	47.0	394,400	69,645	324,755		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	37	45.7	376,365	35,449	340,916	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	14	44.7	377,822	33,768	344,054		
	短大卒	5	47.7	430,144	51,721	378,423		
	高校卒	17	45.9	361,983	32,456	329,527		
	中学卒	*	*	*	*	*		



職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	県の標準 対応職種	
			きまって支給する		(A)－(B)			
			給与(A)	うち時間外 手当(B)				
	人	歳	円	円	円			
事務	技術係長	51	45.5	400,845	73,798	327,047	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	17	42.6	402,328	88,782	313,546	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職 2級
	短大卒	10	46.9	388,232	56,315	331,917		
	高校卒	23	47.3	409,849	72,127	337,722		
中学卒	*	*	*	*	*			
技術 関 係 職 種	事務主任	88	40.6	334,545	19,358	315,187		行政職 2級
	大学卒	42	38.9	361,158	20,117	341,041		
	短大卒	11	44.8	336,164	25,741	310,423		
	高校卒	34	41.1	300,353	12,894	287,459		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	47	40.1	343,566	49,958	293,608	同上	同上
	大学卒	19	35.3	343,853	63,969	279,884		
	短大卒	12	45.3	363,061	47,218	315,843		
高校卒	16	42.0	328,602	35,374	293,228			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務 係 職 種	事務係員	225	39.1	271,765	18,400	253,365		行政職 1級
	大学卒	64	39.8	307,202	24,002	283,200		
	短大卒	37	43.2	268,378	18,192	250,186		
	高校卒	123	37.4	255,218	15,631	239,587		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	141	34.4	290,479	45,132	245,347		同上
	大学卒	56	30.9	280,591	38,067	242,524		
	短大卒	16	39.7	323,808	69,233	254,575		
高校卒	66	35.6	288,493	43,479	245,014			
中学卒	3	47.2	330,522	77,195	253,327			

その2 その他の対象職種

規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
				きまって支給する		(A)-(B)		
				給与(A)	うち時間外手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
教育関係	大	学部長	6	59.2	692,560	23,200	669,360	
		教授	37	56.0	658,720	5,202	653,518	
		准教授	31	51.0	566,989	3,780	563,209	
	学	講師	32	45.1	472,246	1,081	471,165	
		助教	26	37.9	421,590	171	421,419	
職種	高	校長	-	-	-	-	-	
	校	教頭	6	52.5	544,358	0	544,358	
		教諭	44	45.0	447,411	16,393	431,018	
研究関係職種		研究所長	-	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 } { 構成員3人以上の室(係)の長 } { 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。) }
		研究部(課)長	2	46.5	495,329	102,609	392,720	
		研究室(係)長	-	-	-	-	-	
		主任研究員	-	-	-	-	-	
		研究員	12	39.6	317,951	45,409	272,542	
		研究補助員	-	-	-	-	-	
医療		病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 病院長を直接補佐する者、 } { 部下に医師又は歯科医師5人以上 } { 部下に医師又は歯科医師1人以上 }
		副院長	2	56.0	1,337,286	0	1,337,286	
		医科長	5	54.7	1,302,388	269,631	1,032,757	
		医師	6	46.3	1,093,968	84,428	1,009,540	
		歯科医師	-	-	-	-	-	
関係職種		薬局長	3	47.8	462,111	21,805	440,306	部下に薬剤師2人以上
		薬剤師	20	33.6	345,821	31,611	314,210	
		診療放射線技師	40	37.4	305,870	17,191	288,679	
		臨床検査技師	41	36.1	312,289	41,425	270,864	
		栄養士	17	35.8	273,876	12,789	261,087	
		理学療法士	56	32.1	268,554	12,589	255,965	
		作業療法士	36	31.8	273,684	10,919	262,765	
職種		総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
		看護師長	40	48.1	409,601	25,181	384,420	
		看護師	126	37.3	371,057	32,338	338,719	
		准看護師	34	44.9	291,597	24,860	266,737	

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する		(A)－(B)	
			給与(A)	うち時間外 手当(B)		
技能・ 電話交換手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用常用 自動車運転手	-	-	-	-	-	
守衛・警備員	4	53.8	357,892	53,297	304,595	
用 務 員	2	56.5	395,160	28,822	366,338	
職 種	6	30.8	162,992	0	162,992	

その3 再雇用者

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A)-(B)		
			給与(A)	うち時間外手当(B)			
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	0	-	-	-	-	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	6	63.7	511,540	36,480	475,061	
	事務・技術部次長	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	10	63.1	375,755	12,135	363,620	
	事務・技術課長代理	2	62.0	445,256	68,856	376,400	
	事務・技術係長	28	62.6	267,603	18,341	249,263	
	事務・技術主任	*	*	*	*	*	
	事務・技術係員	191	62.5	281,306	12,923	268,383	

第12表 民間における初任給の改定状況

学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	35.1 %	(66.3) %	(33.7) %	(0.0) %	64.9 %
高 校 卒	34.9	(67.4)	(30.4)	(2.2)	65.1

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
割 合	53.8 %	46.2 %	45.7 %	54.3 %	45.1 %	54.9 %

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度 がある	配偶者に家族手 当を支給する			配偶者に家族 手当を支給し ない	家族手当制度 がない
	配偶者の収入 による制限が ある	配偶者の収入 による制限が ない			
92.6%	(85.5%)	[87.8%]	[12.2%]	(14.5%)	7.4%

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,931円
配偶者と子1人	17,761円
配偶者と子2人	23,204円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については6,500円(8級職員は3,500円、9級職員は支給なし)、子については1人につき10,000円、父母等については、1人につき6,500円(8級職員は3,500円、9級職員は支給なし)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## 第15表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

### その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務 を実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
%	%	%	%
31.5	(33.8)	(66.2)	68.5

(注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

### その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ		100.0%									

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

### 3 生計費及び労働経済指標

## 令和5年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和5年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（岐阜市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。



第16表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

(単位:円)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,290	29,550	46,520	63,480	80,450
住居関係費	42,280	44,970	40,840	36,770	32,640
被服・履物費	6,480	4,410	7,130	9,850	12,570
雑費Ⅰ	24,740	25,730	49,290	72,860	96,420
雑費Ⅱ	13,980	16,340	22,680	29,080	35,490
計	116,770	121,000	166,460	212,040	257,570

(参考)費目別、世帯人員別生計費換算乗数

	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費Ⅰ	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費Ⅱ	0.227	0.315	0.404	0.493

第17表 労働経済指標

項目 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ 所 定 内 (調査産業)	
		全 国	岐 阜 県	全 国	岐 阜 県		全 国	岐 阜 県	全 国	岐 阜 県		
	前期比 (%)	前年同月比 (%)		(倍)		(%)	(千円)	前年 同月比 (%)	(千円)	前年 同月比 (%)	(千円)	前年 同月比 (%)
令和4年												
4月	1.3	△ 1.1	3.2	1.24	1.61	2.6	307.9	2.5	276.6	2.8	281.9	2.2
5月		△ 0.9	3.8	1.25	1.62	2.6	301.2	2.2	267.9	1.6	277.2	1.9
6月		△ 0.6	4.5	1.27	1.65	2.6	304.0	2.3	272.4	2.9	280.0	2.1
7月	△ 0.3	△ 0.6	3.0	1.28	1.66	2.6	303.7	2.0	269.7	0.5	279.1	1.9
8月		△ 0.5	2.7	1.31	1.68	2.5	301.9	2.3	268.3	2.2	277.7	2.2
9月		△ 0.4	0.8	1.32	1.68	2.6	304.0	2.6	273.6	4.5	279.7	2.2
10月	0.1	△ 0.5	2.1	1.34	1.68	2.6	305.3	2.3	271.1	3.2	279.9	1.8
11月		△ 0.3	3.4	1.35	1.69	2.5	305.7	2.6	273.2	3.5	280.0	2.2
12月		△ 0.3	1.2	1.36	1.70	2.5	305.9	2.5	275.2	3.6	280.1	2.3
令和5年												
1月	0.8	0.6	△ 3.0	1.35	1.67	2.4	303.9	1.7	264.0	△ 1.7	279.5	1.7
2月		0.6	△ 1.7	1.34	1.64	2.6	303.5	1.4	265.6	△ 0.3	279.1	1.5
3月		0.6	△ 1.9	1.32	1.61	2.8	306.8	1.0	267.8	△ 1.1	281.6	1.0
4月	(p)1.2	0.7	△ 1.4	1.32	1.56	2.6	310.9	1.0	273.1	△ 1.2	285.1	1.2
5月		0.8	△ 3.6	1.31	1.58	2.6	307.7	2.1	267.9	0.0	283.5	2.2
6月		0.6	△ 2.7	1.30	1.56	2.5	309.5	1.8	269.5	△ 1.1	285.2	1.8
資料出所	内閣府	厚生労働省	岐阜県統計課	厚生労働省	総務省	厚生労働省	岐阜県統計課	厚生労働省				

- (注) 1 (p)の付されている数値は速報値である。□  
 2 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。  
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。□  
 4 ⑨の岐阜市分については、標本数が少ないため標本誤差が大きく前年度や全国の結果と比較する際には注意が必要である。□

給 与 計)	⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯				⑩ 消費者物価指数 (総 合)		⑪ 国内企業 物価指数	
	岐 阜 県		全 国	岐 阜 県	全 国	岐 阜 県	全 国		岐 阜 市	全 国	岐 阜 市	
	(千円)	前 年 同月比 (%)	(時間)		(時間)		(千円)	前 年 同月比 (%)	(千円)	前 年 同月比 (%)	前年同月比 (%)	
252.5	1.4	149.0	154.3	12.9	13.5	344.1	1.6	350.9	11.1	2.5	2.3	9.9
247.1	1.1	137.6	136.8	11.7	11.6	315.0	△ 0.9	335.0	△ 5.6	2.5	2.2	9.4
251.3	2.7	149.6	152.5	12.1	11.9	300.5	6.9	305.3	△ 4.1	2.4	2.0	9.6
248.3	0.7	147.0	148.8	12.1	11.8	317.6	4.9	292.5	△ 19.1	2.6	2.4	9.5
246.1	2.0	139.1	136.7	11.3	10.7	322.4	9.6	296.7	△ 8.0	3.0	2.8	9.8
251.2	4.1	144.0	147.6	12.2	12.6	314.0	6.2	437.3	45.6	3.0	3.1	10.4
248.6	2.7	144.5	146.9	12.6	12.4	328.7	5.1	356.8	12.9	3.7	4.0	9.7
250.1	3.0	146.0	149.0	12.6	12.4	308.1	1.3	340.2	△ 15.9	3.8	4.0	10.0
251.0	3.4	144.2	147.6	12.6	12.7	353.8	2.8	467.3	1.6	4.0	4.2	10.6
242.7	△ 1.9	135.7	133.2	11.8	10.8	331.1	5.3	327.1	△ 11.6	4.3	4.6	9.5
244.9	0.1	139.7	142.2	12.0	10.9	298.7	4.7	321.0	5.5	3.3	3.2	8.3
247.2	△ 0.4	145.8	144.5	12.5	10.8	340.0	△ 1.1	320.9	△ 13.7	3.2	3.3	7.4
252.2	△ 0.1	148.3	151.1	12.6	11.0	334.2	△ 2.9	320.8	△ 8.6	3.5	3.5	5.8
249.0	0.8	140.9	138.1	11.7	9.7	311.8	△ 1.0	446.1	33.2	3.2	3.3	5.1
250.1	△ 0.5	149.7	149.7	11.9	9.7	298.4	△ 0.7	266.9	△ 12.6	3.3	3.2	4.1
岐阜県統計課	厚生労働省	岐阜県統計課	厚生労働省	岐阜県統計課	厚生労働省	岐阜県統計課	総務省	総務省	総務省	総務省	総務省	日本銀行